○厚生労働省告示第三百八号

算 働 定 省 厚 処 方 生 置 告 法 等 労 示 第 及 第 働 び 九 大 十三 臣 項 定 第 義 が 号) 指 五. 副 定す 号 傷 病 第 \mathcal{O} る 規 名 定 及 項 病 第 に 院 び 基 厚 五. \mathcal{O} づ 生 号 病 き 労 及 棟 厚 働 75 に 生労 お 大 别 臣 け 表 働 る が 19 療 大 指 \mathcal{O} 臣 養 定 規 が す 定 に . 要す 別 る 12 に 病 基 定 る 院 づ 費 め き、 \mathcal{O} る 病 用 者 棟 厚 \mathcal{O} 生 に 額 \mathcal{O} お 労 \mathcal{O} 部 け 算 働 を る 大 定 改 療 方 臣 正 養 が 法 す 定 12 平 要 る \Diamond 告示 成二 す る る 傷 + を 費 病 车 次 名 用 厚 \mathcal{O} \mathcal{O} よう 生 額 手 労 術 \mathcal{O}

令和三年八月十一日

に

定

め

令

和

 \equiv

年

八

月

+

日

か

5

適

用

す

る。

厚生労働大臣 田村 憲久

厚 院 生 \mathcal{O} 労 病 働 棟 大 に 臣 お け が 定 る 8) 療 養 る 傷 に 要 病 す 名、 る 費 手 用 術 \mathcal{O} 処 額 置 \mathcal{O} 算 等 定 及 方 び 定 法 第 義 副 項 傷 第 病 名 五. 号 及 U \mathcal{O} 規 厚 定 生 12 労 基 働 づ 大 き 臣 厚 が 生 指 労 定 働 す 大 る 臣 病

が別に定める者の一部を改正する告示

厚

生

労

働

大

臣

が

定

 \Diamond

る

傷

病

名

手

術

処

置

等

及

び

定義

副

傷

病名

の —

部

改

正

第 条 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 傷 病 名 手 術 処 置 等 及 び 定 義 副 傷 病 名 平 -成二十 年 ·厚 生 労 働 省 告示

第 九 + 五. 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} ょ うに 改 正 す る。

(傍線部分は改正部分)

	改 旧後							路	出 福					
番号(略)	疾患コード		傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術·処置等1 区分番号等	手術·処置等2 区分番号等	定義副傷病名	番号(略)	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名
1721から 1723まで (略)	(略)	(略)	(略)	(略) (略)	(略)	なし ヌシネルセンナトリウム,オナセムノゲン アベパルボベク リスジプラム,エダラボン,G005,J045なし (略)	(略) (略)	1721から 1723まで (略)	(略)	(略) (略)	(略) (略)	(略)	なし ヌシネルセンナトリウム,オナセムノゲン アベパルボベク,エダラボン,G005,J045なし (略)	(略) (略)

厚 生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規

定に . 基 づ き厚: 生 労 働 大 臣 が 別 に 定 める 者 \mathcal{O} 部 改 正

第二条 \mathcal{O} 規定 12 厚 基づ 生 労 き厚 働 大 生 臣 労 が 働 指 大 定 す 臣 が る 別 病 に 院 . 定 \mathcal{O} 病 \Diamond る者 棟 12 お (平成二十四 け る療 養に 要する。 年厚生労 費 働 用 省 \mathcal{O} 告 額 示 \mathcal{O} 算 定· 第 百 兀 方 + 法 · 号) 第 0) 項 第 部 五. を 号

次の表のように改正する。

	以 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也		- 农旧汇					
別表			別表					
	薬剤	番号			薬剤	番号		
(略)				(略)				
	インコボツリヌストキシンA(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和2年6月29日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	Zは用量(令 4条第1項の 3ものに限 全ての番号 主意事項等情 Zは用量(令 4条第15項の WOT用法又は 全ての番号			インコボツリヌストキシンA (当該薬剤の注意事項等情			
<u>69</u>	インコボツリヌストキシンA (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)			<u>69</u>	報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和2年6月29日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号		
(略)				(略)				
<u>99</u>	ウパダシチニブ水和物(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>3072</u>		(新設)	(新設)	(新設)		
100	フィルグラスチム(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1769、1842から1848まで、1852から1855まで、1859、1860、1864、1865、1920から1922まで、1924、1925、2500から2505まで、2509から2511まで、2515、2516、2860、2863、2865、3167、3986及び3988		(新設)	(新設)	(新設)		

101	テセロイキン(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1769、1842から1848まで、1852から1855まで、1859、1860、1864、1865、1920から1922まで、1924、1925、2500から2505まで、2509から2511まで、2515、2516、2860、2863、2865、3167、3986及び3988
102	タゼメトスタット臭化水素酸塩(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3539、3540、3551及び 3552
<u>103</u>	ツシジノスタット(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3539、3540、3551及び 3552
<u>104</u>	フレマネズマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項 等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1 項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに 限る。)	<u>1759</u>
<u>105</u>	エレヌマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>1759</u>
<u>106</u>	テデュグルチド(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>2851及び2852</u>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

	1	_		
<u>107</u>	L一リシン塩酸塩、L一アルギニン塩酸塩(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1936から1938まで、 1949、1950、1961、 1962、2463から2466まで、2471から2473まで、2480、2481、 2488、2489、2500から 2502まで、2509、 2510、2515、2519、 2520、2528から2530まで、2552から2554まで、2565、2566、 2573、2574、2585、2589、2631、2632、2637、2643、2644、3171、3275、3283、3986及び3988	(新設)	(新設)
<u>108</u>	ギボシランナトリウム(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3198	(新設)	(新設)
<u>109</u>	ルテチウムオキソドトレオチド(¹⁷⁷ L u)(当該薬剤の 注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法 又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第 14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係 るものに限る。)	1936から1938まで、 1949、1950、1961、 1962、2463から2466まで、2471から2473まで、2480、2481、 2488、2489、2500から 2502まで、2509、 2510、2515、2519、 2520、2528から2530まで、2552から2554まで、2565、2566、 2573、2574、2585、2589、2631、2632、2637、2643、2644、3171、3275、3283、3986及び3988	(新設)	(新設)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

_				_		
	<u>110</u>	ジヌツキシマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項 等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1 項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに 限る。)	1769、1842から1848まで、1852から1855まで、1859、1860、 1864、1865、1920から 1922まで、1924、 1925、2500から2505まで、2509から2511まで、2515、2516、 2860、2863、2865、3167、3986及び3988		(新設)	(新
	111	レレバクタム水和物/イミペネム水和物/シラスタチンナトリウム(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>全ての番号</u>		(新設)	(亲

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)